

経済産業省令第 号

特許法等の一部を改正する法律（平成十四年法律第二十四号）の施行に伴い、及び関係法令を実施するため、特許法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十五年 月 日

経済産業大臣 平沼 赳夫

特許法施行規則等の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条 特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「する場合において、」の下に「特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。）」、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則」を加え、「又は第二十七条の二第一項」を、「第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」に改め、同条第二

項中「他の事件」の下に「（実用新案法、意匠法、商標法、特例法又はこれらの法律に基づく命令に係るものを含む。）」を、「提出した者は、」の下に「特許法第三十条第四項若しくは第四十三条第二項（同法第四十三条の二第三項で準用する場合を含む。）」、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則」を加え、「前項又は第二十七条の二第一項」を「第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」に改める。

第十三条の二第一項本文中「明細書」の下に「、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲」を加え、同項第一号及び第四号中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第二十四条の三の次に次の一条を加える。

（特許請求の範囲の様式）

第二十四条の四 願書に添付すべき特許請求の範囲は、様式第二十九の二により作成しなければならない。

第二十五条の二中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第二十五条の五中「図面以外のもの」を「明細書」に改め、「第三十一の二により」の下に「、特許請

求の範囲は様式第三十一の二の二により」を加える。

第二十五条の七第二項中「図面に係るもの以外のもの」を「明細書に係るもの」に改め、「第三十一の六により」の下に「、特許請求の範囲に係るものは様式第三十一の六の二により」を加える。

第二十七条の五第一項中「外国語書面（」の下に「特許請求の範囲及び」を加える。

第三十条中「添附」を「添付」に、「または」を「、特許請求の範囲又は」に改める。

第三十八条の二第一項中「第五十一の二」の下に「、様式第五十一の二の二」を加える。

第三十八条の十四を削り、第三十八条の十四の二を第三十八条の十四とする。

第四十五条の四及び第五十条の十五第二項中「第二十四条」の下に「、第二十四条の四」を加える。

第六十六条第五号中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

第七十条中「（昭和三十五年政令第十六号）」及び「（昭和三十五年政令第二十号）」を削る。

様式第二の備考2中「礎」を「礎」に、同様式備考3中「36」を「40」に改め、「改行の距離は少なくとも4mm以上をとり、」を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考14中「【睡兼所】」を「【日本における睡兼所】」に改める。

様式第三の備考10中「営業所」や「日本における営業所」とは認めず。

様式第十三の備考2中「16」や「17」とは認めず、同様の備考3中「4、5及び15」や「4及び5」とは認めず、同備考の4中「明細書」の「図」、「特許請求の範囲」を記す。同備考の5中「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」、「段落番号」、「図」、「符号の説明」、「全文」、「全文」や「全文」、「発明の名称」、「段落番号」、「図」、「配列表」、「請求項」、「全文」、「図」とは認めず、同備考の6中「願書」や「明細書」の「図」、「特許請求の範囲」を記す。同備考の7中「【特許請求の範囲】」、「【発明の詳細な説明】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄若しくは「【特許請求の範囲】」の欄の「【請求項】」、「【発明の詳細な説明】」の欄の「【図面の簡単な説明】」の欄の図の説明の「【図】」若しくは「【符号の説明】」や「【配列表】」には「下線を引くこと」を認めず（「【及び】」で囲んだ欄名は除く。）や記す。「明細書の全文を補正するとき又は、【特許請求の範囲】」の欄に記載した請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の際の謄本の送達があった後の補正をするときは、「【特許請

求の範囲】」の欄を単位として、「【発明の詳細な説明】」の欄に記載した」や「増加又は減少」や「増加若しくは減少」は、「【発明の詳細な説明】」の欄」や「又は見出しを追加、削除若しくは変更する補正をするときは、明細書の全文」に改め、同様式の備考6を削り、同様式中備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考9の次に次のように加える。

7 特許請求の範囲を補正するときは、特許請求の範囲の全文又は「【請求項】」を単位として補正しなければならない（補正により記載を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項】」の欄名は除く。）。この場合において、請求項の数を増加若しくは減少する補正をするとき又は特許出願について拒絶すべき旨の最初の査定の謄本の送達があつた後の補正をするときは、特許請求の範囲の全文を単位として補正をしなければならない。

様式第十三の備考24「、配列表」や「昭和58年」や「平成9年」は「150」や「170」は「245」や「255」に改め、同様式の備考24「出願審査の請求後請求項の数を増加する補正をする場合」や「（【補正により増加する請求項の数】）」の欄は、出願審査の請求後に請求項の数を増加する補正をする場合にのみ欄を設けて、増加する請求項の数を記載する。その場合、同様式の備考24

「、」（【納付方法】）」には「予納」と記載し、を記す、同様式の備考15中「次」を「上」に、「その他」を「持分の割合」に、「国等以外のすべての者の持分の割合」のように、を「」のようになし、国等以外のすべての者の持分の割合を、に記す。

様式第十五の二の備考3のイ中「明細書」のトに、「特許請求の範囲」を加え、同備考のロ中「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項」を「全文」、「発明の名称」に記す、「段落番号」に「」のトに、「配列表」、「請求項」、「全文」を加え、「符号の説明」を記す、同備考のハ中「明細書」のトに、「特許請求の範囲」を加え、同備考のニ中「明細書」のトに「若しくは特許請求の範囲の」を加え、同備考の五中「外国語明細書」のトに、「外国語特許請求の範囲」を、「補正前の明細書」のトに、「特許請求の範囲」を、「補正後の明細書」のトに、「特許請求の範囲」を加え、「3」を「4」に記す、同備考の九中「はるときは」のトに、「左上の余白にはるものとし」を、「明細書」のトに、「特許請求の範囲」を加え、同備考の十中「明細書」のトに、「特許請求の範囲」を加え、同備考の八中「次」を「上」に、「その他」を「持分の割合」に、「国等以外のすべての者の持分の割合」のように、を「」の

ように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、同様式の備考19中「7及び」を「8まで及び」に改める。

様式第十八の備考2中「17及び18」を「18及び19」に改め、同様式の備考3中「18」を「19」に改め、同様式の備考4中「【氏名又は名称】」は、「〆」に改め、自然人にあつては、氏名を記載し、その横に印を押す。」を加え、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」を、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」に改め、同様式の備考5中「【代表者】」の〆に「若しくは」【法人の法的性質】」を、「【電話番号】」の〆に「又は」【フアクシミリ番号】」を加え、同様式の備考6中「18」を「19」に改め、同様式の備考8中「【営業所】」を「【日本における営業所】」に改め、同様式の備考9中「し、その次に」【代表者】」の欄を設けるものと」を加え、同様式の備考20中「12、14、16から18まで」を「12、16、17」に改め、備考を同様式の備考21とし、同様式中備考19を備考20とし、備考18を備考19とし、備考17を備考18とし、同様式の備考19中「特許法第73条第2項に規定する別段の定」を「第27条第1項の規定により、特許法第73条第2項の定め」に改め、「（備考4により）【その他】」の欄に法人の法的性質を記載するときは、

その記載の次に行を改めて記載する。)」を削り、同備考を同様式の備考17とし、同様式の備考15中「備考18」を「備考19」に改め、同備考を同様式の備考16とし、同様式中備考14を備考15とし、備考13の次に次のように加える。

14 承継人について代理人の選任の届出を特許を受ける権利の承継の届出と同時にするときは、「【承継人代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

様式第二十の備考3中「第13条の2第3項」を「第13条の2第4項」に改め、同様式の備考9中「備考19」を「備考26」に改める。

「【提出物件の目録】

「【提出物件の目録】

【物件名】 明細書

1

【物件名】 特許請求の範囲

様式第二十六 【物件名】 (図面

1) を

【物件名】 明細書

【物件名】 要約書

1)

【物件名】 (図面

【物件名】 要約書

1

1) 改め、同様式の備考3中「36」を「40」に改め、「各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり、」  
1)

1」

を削り、「29」を「50」に改め、同様式の備考9中「【代表者】」のトビ「若しくは【法人の法的性質】」を「【電話番号】」のトビ「又は【ファクシミリ番号】」を加え、同様式の備考11中「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」を、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」に改め、同様式の備考14中「【営業所】」を「【日本における営業所】」に改め、同様式の備考15中「し、その次に【代表者】」の欄を設けるものと削り、同様式中備考36を備考37とし、備考35を備考36とし、同様式の備考34中「備考36」を「備考37」に改め、同備考を同様式の備考35とし、同様式中備考33を備考34とし、備考32を備考33とし、備考31を備考32とし、備考30を備考31とし、備考29を備考30とし、同様式の備考28中「備考27」を「備考28」に改め、同備考を同様式の備考29とし、同様式中備考27を備考28とし、備考26を備考27とし、同様式の備考25中「第27条第1項」を「第27条第2項」に規定する別段の定」の定め、に改め、「（備考11又は備考24若しくはその双方により【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は国等以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を

ら、回轉料を回轉料の權率29とし、回轉料の權率を「次に『【その他】』』とし、上に『【持分の割合】』』とし、『国等以外のすべての者の持分の割合 / 』のように』とし、『 / 』のように国等以外のすべての者の持分の割合を』とし、『第23条第5項の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、『（【手数料の表示】）』の欄の次に『【その他】』の欄を設けて、『国等の委託研究成果に係る特許出願（平成何年度、 省、 委託研究、産業再生法第30条の適用を受けるもの）』のように記載する。これらの場合において、備考11により『【その他】』の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。』とし、『回轉料を回轉料の權率25とし、備考23の次に次のように記載する。

24 第23条第5項の規定により、産業再生法第30条に規定する特定研究成果に係る特許を受けようとする出願であるときは、『【代理人】』（備考28に該当する場合にあつては『【パリ条約による優先権等の主張】』、備考29に該当する場合にあつては『【先の出願に基づき優先権主張】』）の欄の次に『【国等の委託研究成果に係る記載事項】』の欄を設けて、『平成 年度、 省、 委託研究、産業再生法第30条の適用を受ける特許出願』のように記載する。

「【提出物件の目録】

「【提出物件の目録】

【物件名】 外国語明細書

1

【物件名】 外国語特

様式第二十六の二中

【物件名】 (外国語図面

1) を

【物件名】 外国語明

【物件名】 外国語要約書

1」

【物件名】 (外国語図

【物件名】 外国語要

許請求の範囲 1

細書 1 2) の No.

面 1)

約書 1」

「【原出願の表示】

「【原出願の表示】

「【提出物件の

様式第二十七中

【出願番号】

を

【出願番号】

2)

【物件名

【出願日又は手続補正書提出日】

【出願日】

【物件名

【物件名

目録】

「【提出物件の目録】

】 明細書	1	【物件名】	特許請求の範囲	1
】 (図面	1)	【物件名】	明細書	1
】 要約書	1	【物件名】	(図面	1)

【物件名】 要約書

1

「【出願日又は手続補正書提出日】」や「【出願日】」並びに「整理番号を記載」の欄に「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」と記載される。

「【原出願の表示】

「【原出願の表示】

「【提出物件の

様式第二十八中

【出願番号】

を

【出願番号】

に

【物件名

【出願日又は手続補正書提出日】、 【出願日】、 【物件名】  
【物件名】

目録】 【提出物件の目録】

】 明細書	1	【物件名】	特許請求の範囲	1
】 (図面	1)	【物件名】	明細書	1
】 要約書	1	【物件名】 (図面	1)	1)
		【物件名】	要約書	1

【出願日又は手続補正書提出日】、 【出願日】、 【整理番号を記載し、】 の下に  
「もとの国際実用新案登録出願についての出願の番号が通知されていないときは、【出願番号】」を  
【国際出願番号】とし、「PCT / /」のように国際出願番号を記載し、「【国際  
出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載し、【技術分野】

(【背景技術】)

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

【課題を解決するための手段】

「【特許請求の範囲】 (【発明の効果】)

【請求項 1】 (【発明を実施するための最良の形態】)

様式第二十九中 【発明の詳細な説明】 を (【実施例】) に改め

(【図面の簡単な説明】) (【産業上の利用可能性】)

(【図 1】) 「 (【図面の簡単な説明】)

(【図 1】)

(【符号の説明】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

」

、同様様の欄第3中「36」を「40」に改め、「各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり」を「29」を「50」に改め、同様様の欄第8中「明細書」の「」及び特許請求の範囲」を「」同様様の欄第14を「」同様様の欄第15中「【発明の詳細な説明】」の欄に「」を「」発明の詳細な説明」に改め、「従い」の「」、「【発明の名称】」の欄の次に「」を「」同様様の欄第17中「発明の技術上の意義を理解するために必要な事項として、」を「」、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。この場合において、各」を「」を記載し、当該」の「」【発明の属する技術分野】」「【発明が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」「」を「」【技術分野】」「」に改め、同様様の欄第18の欄を設け、「」を「」の欄を設け」を「」著、「」××出版、年月日発行、p. ～」のように「」【特許文献1】」「」【非特許文献1】」等の欄名を引用しつつ、「」【特許文献1】、「非特許文献1」のように情報の所在に付した番号を引用して「」【発明が解決しようとする課題の記載の前】を「」技術分野の記載の次

「【従来の技術】

「【背景技術】

【特許文献1】

【特許文

「 』」 【従来の技術】 「 』」 や「 』」 【背景技術】 「 』」 』」 【特許文献 2】 「 』」 や「 』」 【特許文

献 1】 「 』」 【非特許文献 1】 「 』」 【非特許

文献 2】 「 』」 【非特許

献 1】

献 2】 「 』」 に改め、同備考のハ、ニ及びホを次のように改める。

文献 1】

文献 2】 「 』」

ハ 原則として、その発明が解決しようとする課題及びその課題を発明がどのように解決したかを記載する。また、特許を受けようとする発明が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【発明の効果】」の見出しを付し、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」の順に、原則として背景技術の記載の次に記載することとし、「【発明が解決しよう

する課題】」の見出しの前には「【発明の開示】」の見出しを付す。

二 特許を受けようとする発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるよう、発明をどのように実施するかを示す発明の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その発明の実施の形態は、特許出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【発明を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として発明の効果の記載の次に記載するものとする。実施例が2以上あるときは、「【実施例1】」、「【実施例2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。

ホ 特許を受けようとする発明が産業上利用することができることが明らかでないときは、特許を受けようとする発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。この場合において、その記載は、原則として実施例の記載の次に記載するものとする。

様式第二十九の備考15のへを削り、同備考を同様式の備考14とし、同様式の備考16中「【図面の簡単な説明】」の欄に「や」「図面の簡単な説明」「じ」「かつ」「や」「当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。」「じ」「し、その」「や」「するときは、当該」「じぬ」「回備考を同様式の備考15とし、同様式の備考17中「明細書中の当該化学式等を記載しようとする位置に」「やぬ」「化学式を記載しようとするときは」「のじじ」「化学式の記載の前に」「や」「数式を記載しようとするときは」「のじじ」「表の記載の前に」「やんべ」「日本工業規格×0208号に定められている文字以外の文字を記載しようとするときは「【外1】」「【外2】」のように」「やぬ」「150」「や」「170」「じ」「245」「や」「255」「じ」「記載してはならない」「やぬ」「回備考17を回載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない」「じぬ」「回備考17を回載の備考16とし、備考16の次に次のように加える。

17 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官

が定める事項)を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。

- 18 明細書(配列表は除く。)には、原則として、発明の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【」及び「】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【図面の簡単な説明】」、「【符号の説明】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【特許文献1】」、「【非特許文献1】」、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。

様式第二十九の次に次の一様式を加える。

様式第29の2(第24条の4関係)

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格 A 列 4 番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々 2 cmをとるものとし、原則としてその左右においては各々2.3 cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプライター等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないうように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、「】」、「」及び「」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。

- 5 特許請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に特許を受けようとする発明を特定するために必要と認め事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して特許請求の範囲の記載に代えてはならない。
- 8 技術用語は、学術用語を用いる。
- 9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び特許請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。

- 12 微生物の寄託について付された受託番号は、その微生物名の次に記載する。
- 13 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 14 「特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
  - イ 「特許請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。
  - ロ 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
  - ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
  - ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。

ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。

15 化学式等を特許請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横 17 0mm、縦 5 5mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

様式第三十の備考2中「150」を「170」に、「245」を「255」に改め、同様式の備考2のイ中「明細書」のトに「又は特許請求の範囲」を加える。

様式第三十一の備考3中「36」を「40」に、「各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり」を従って、「29」を「50」に改め、同様式の備考8及び11中「明細書」のトに「特許請求の範囲」を加え、同様式の

備考12中「150」を「170」に、「245」を「255」に改める。

「【書類名】外国語明細書

1 Title of Invention

様式第三十一の1中

2 Claims

を「【書類名】外国語明細書」に

3 Detailed Description of Invention

4 Brief Description of Drawings

改め、同様式の備考1中「第24条の3並びに」及び「、第5項及び第6項」を改める。

様式第三十一の2の次に次の1様式を加える。

様式第31の2の2（第25条の5関係）

【書類名】 外国語特許請求の範囲

〔備考〕

- 1 「外国語特許請求の範囲」は、第24条の3並びに特許法第36条第5項及び第6項に規定するところに従い記載する。

- 2 「【書類名】 外国語特許請求の範囲」は、日本語で記載する。
- 3 その他は、様式第29の2の備考と同様とする。

「【提出物件の目録】

「【提出物件の目

【物件名】	外国語明細書の翻訳文	1	【物件名】
様式第31-1の5中	【物件名】	(外国語図面の翻訳文	1)
	【物件名】	外国語要約書の翻訳文	1)
			【物件名】

録】

外国語特許請求の範囲の翻訳文	1	
外国語明細書の翻訳文	1	「図表」回表の欄中に「外国語明細書」の「」、外国語
(外国語図面の翻訳文	1)	
外国語要約書の翻訳文	1)	

特許請求の範囲」を加える。

「 【技術分野】

（ 【背景技術】 ）

【発明の開示】

「 【特許請求の範囲】

【発明が解決しようとする課題】

【請求項 1】

【課題を解決するための手段】

様式第三十一の六中

【発明の詳細な説明】

や

（ 【発明の効果】 ）

に

（ 【図面の簡単な説明】 ）

（ 【発明を実施するための最良の形態】 ）

（ 【図 1】 ）

」

（ 【実施例】 ）

（ 【産業上の利用可能性】 ）

（ 【図面の簡単な説明】 ）

（ 【図 1】 ）

（ 【符号の説明】 ）

（【配列表フリーテキスト】）

（【配列表】）

改め、同様式の備考を次のように改める。

〔備考〕

様式第29の備考と同様とする。

様式第三十一の六の次に「様式を加える。

様式第31の6の2（第25条の7関係）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

様式第29の2の備考と同様とする。

「【代理人】

「【代理人】

【識別番号】

【識別番号】

様式第三十四甲

【住所又は居所】

【住所又は居所】

に改め、同様式の備考を次のよ

【氏名又は名称】

【氏名又は名称】

【提出物件の目録】

【刊行物等】

【提出物件の目録】

ハシタケ№。

1 「【刊行物等】」の欄には、特許法第30条第1項の適用を受けようとする場合において、試験を行ったときは、試験を行った日及び場所を記載し、刊行物に発表したときは、発行者名、刊行物名、巻数、号数及び発行年月日を記載し、電気通信回線を通じて発表したときは、掲載年月日及び掲載アドレスを記載し、学術団体の研究集会において文書をもって発表したときは、研究集会名、主催者名及び開催日を記載する。特許法第30条第3項の適用を受けようとする場合には、博覧会名、主催者名及び開催日を記載する。

2 その他は、様式第2の備考1から4まで、10から14まで、16から19まで及び22から25まで、様式第4の備考2及び4並びに様式第20の備考2と同様とする。

様式第三十六の第五「備考2から4まで」や「備考2及び4」の6。

様式第四十の第五「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」や「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄、第五「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第31条の2第2項の規定により産業再生法第33条又は産業技術力強化法第16条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときには、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように記載する。特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」

」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。これらの場合において、備考3により「【その他】」に当該法人の法的性格を記載したときは、その記載の次に行を改めて「**【代理人】**」の欄の次に「**【持分の割合】**」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外の方すべての者の持分の割合を」しなす。

様式第14条の備考9中「様式第4の備考2及び4」や「様式第4の備考4、様式第9の備考10」は「様式第38の備考2」や「様式第31の5の備考1」に代り、**「回数を回数の備考1」と「回数の備考5の次に次のように記す。」**

6 第31条の2第2項の規定により産業再生法第33条又は産業技術力強化法第16条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【手数料に関する特記事項】**」の欄を設けて、「産業再生法第33条の規定による審査請求料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」のように記載する。第31条の2第3項の規定により産業技術力強化法第17条第2項の規定の適用を受けようとするときは、「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【手数料に関する特記事項】**」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審

査請求料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第2項の規定による審査請求料軽減申請中」のように記載する。特許法第195条の2の規定の適用を受けようとするときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【手数料に関する特記事項】」の欄を設けて、「特許法第195条の2の規定による審査請求料の軽減」のように記載する。

様式第四十六の備考4中「から19まで」や「18」は「備考4並びに様式第31の5の備考1」や「備考2及び4並びに様式第20の備考1及び5」に相当する。

様式第四十八の備考4中「3及び」や「9」や「10」は「1及び」に相当する。

様式第五十の備考4中「2及び」や「並びに様式第15の2の備考2」や「様式第15の2の備考2並びに様式第31の5の備考1」に相当する。

「【技術分野】

（【背景技術】）

【発明の開示】

【発明が解決しようとする課題】

「【特許請求の範囲】 【課題を解決するための手段】

【請求項1】 (【発明の効果】)

様式第五十一の二中 【発明の詳細な説明】 や (【発明を実施するための最良の形態】) 及び

【図面の簡単な説明】 (【実施例】)

(【図1】) 」 (【産業上の利用可能性】)

(【図面の簡単な説明】)

(【図1】)

(【符号の説明】)

(【配列表フリーダーテキスト】)

(【配列表】)

、同様式の備考1中「、請求の範囲」を削り、同備考の1中「明細書」の1と2、「請求の範囲」を加え、同備考の2を削り、同備考の8を1とし、2を8とし、次のように改める。

八 明細書（配列表は除く。）の段落の前に付す段落番号は、「【0001】」、「【0002】」のように記載する。

様式第五十一の二の備考のホを、同備考のニヤウ、次のように改める。

二 「発明の詳細な説明」は、「【発明の名称】」の欄の次に記載するものとし、見出しは、各々「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【発明の開示】」、「【発明が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【発明の効果】」、「【発明を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」のように記載する。

様式第五十一の二備考のク中「【図面の簡単な説明】」の欄、又「【図面の簡単な説明】」の「する。」を「し、図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。」に改め、くを同備考のホヤウ、同様式の備考の中「9」のトに「、16」を加える。

様式第五十一の二の次に次の二様式を加える。

様式第51の2の2（第38条の2関係）

【書類名】 特許請求の範囲

【請求項 1】

【備考】

1 請求の範囲の翻訳文は、次の要領で記載する。

イ 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び請求の範囲の翻訳文全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。

ロ 「特許請求の範囲」の請求項に付す番号は、「【請求項 1】」、「【請求項 2】」のように記載する。

2 その他は、様式第29の2の備考 1 から 6 まで、8、10及び15と同様とする。

様式第五十一の三の備考一ロ「150」や「170」は「245」や「255」に代る。

様式第五十一の四の備考一ロ「明細書」のロロ「請求の範囲」を加える。

「（【補正により増加する請求項の数】）」

【手続補正 1】

「【手続補正 1】」

様式第五十一号	【補正対象書類名】	明細書	【補正対象書類名】
	【補正対象項目名】	特許請求の範囲	【補正対象項目名】
	【補正方法】	変更	【補正方法】
	【補正の内容】		【補正の内容】

】 特許請求の範囲

】 全文 同様の備考2中「【特許請求の範囲】」の欄名」を「【書類変更

名】」に改め「引くこと」の「【請求項】」の欄名は除く。）」を加え、同様式の備考3中「、様式第13の備考9」を記載。

「【提出物件の目録】

【物件名】 (明細書の翻訳文 1) 【物件名】 (

様式第五十二号	【物件名】	( 図面の翻訳文	1 )	を	【物件名】 (
	【物件名】	( 要約書の翻訳文	1 ) 」		【物件名】 (
					【物件名】 (

】

- 請求の範囲の翻訳文 1)
  - 明細書の翻訳文 1) に改め、同様式の備考中「、35」を「から26、36」に、「36」を「  
図面の翻訳文 1)
  - 要約書の翻訳文 1) 」
- 37」に改める。

様式五十四号「 ( 【補正により増加する請求項の数】 ) 」を認め、同様式の備考2のイ中「明細書」  
 」の「特許請求の範囲」を「特許請求の範囲」のように「1970年6月19日ワシントンで作成された」を  
 「特許協力条約」の「特許請求の範囲」(以下この様式において「特許協力条約」という。))を「特許協力の口  
 出」の「発明の名称」、「特許請求の範囲」、「発明の詳細な説明」、「図面の簡単な説明」、「請求項

「段落番号」「図」「符号の説明」「全文」「全図」を「全文」「発明の名称」「段落番号」「請求項」「全図」「図」「1970年6月19日ワシントンで作成された」及び「（備考4及び7において「特許協力条約」という。）」「明細書」の「明細書」の「特許請求の範囲」の「【発明の詳細な説明】」若しくは「【図面の簡単な説明】」の欄の「【請求項】」「【発明の詳細な説明】」の欄の「【図面の簡単な説明】」の欄の図の説明の「【図】」若しくは「【符号の説明】」「【配列表】」「【引くこと】」及び「【】」で囲んだ欄名は除く。）」「特許請求の範囲」に記載した請求項の数又は「【発明の詳細な説明】」の欄に記載した「増加又は」「増加若しくは」「（明細書の全文を提出する場合を除く。）は、「【特許請求の範囲】」又は「【発明の詳細な説明】」の欄の「見出しを追加、削除若しくは変更するものであるときは、明細書の全文」「同様式の備考8」「同様式第13の備考9」を削ぐ、同様式の備考8を同様式の備考9とし、同様式中備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3の次に次のように加える。

4 特許協力条約第34条の規定に基づき補正に係る特許請求の範囲の翻訳文は、特許請求の範囲の全文又は「【請求項】」を単位として提出しなければならない（特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、その記載した事項を変更した個所に下線を引くこと（「【請求項】」の欄名は除く。）。）。この場合において、特許協力条約第34条の規定に基づき補正が特許法第184条の4第1項又は第2項の翻訳文に対し、請求項の数を増加又は減少するものであるときは、特許請求の範囲の全文を単位として提出しなければならない。

様式第五十五の備考2中「出願」を「申出」に、同様の備考4中「及び19、22」を「、19及び22」に改め、「24」の「ト」から「26」を加える。

様式第五十六の備考8中「から4まで」を「、3、4」に、「様式第25」を「並びに様式第25」に改め、「並びに様式第53の備考4」を加える。

様式第六十一の四の備考2中「備考1から3」を「備考1から4」に改める。

様式第六十一の五中備考3を削り、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同様に備考1とし、次のように加える。

1 書き方は左横書、1行は36字詰めとし、各行の間隔は少なくとも4mm以上とり、1ページは29行以内とする。

「 【審判請求人

【識別番

【住所又

様式第六十一の五の備考9中「代表者が」を「代理人が」に改め、同様式の備考7中

【氏名又

（【電話番

（【ファク

】 「 【審判請求人】

号】 【識別番号】

は住所】 【住所又は居所】

は名称】 を 【氏名又は名称】 に改め、同様式の備考12中「から5まで」を「、2、4

号】 （【国籍】）

シミリ) (【電話番号】)

「 (【フクシミリ番号】) 」

、5」に「備考16」を「備考11」に変更。

様式第六十四の三の備考2中「から4まで」を「2、4」に「4、6」を「1、4、6」に変更。

様式第六十五の二の備考2中「から4まで」を「2、4」に「4、6」を「1、4、6」に「7  
#で」を「7」に改める。

様式第六十五の四の備考中「から4まで」を「2、4」に「4、6」を「1、4、6」に変更。

様式第六十五の六の備考2中「から4まで」を「2、4」に「4、6」を「1、4、6」に変更。

様式第六十五の九の備考中「から4まで」を「2、4」に「4、6」を「1、4、6」に変更。

様式第六十五の十一の備考中「その他は、」を「」に「から4まで」を「2、4」に「4、6」を

「1、4、6」に「」、様式第64の3」を「」並びに様式第64の3」に変更。

様式第六十五の十三の備考2中「から4まで」を「2、4」に「4、6」を「1、4、6」に変更。  
。

様式第六十五の十五の備考中「から4まで」を「2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。  
様式第六十五の十七の備考中「から4まで」を「2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。  
様式第六十五の十九の備考中「から4まで」を「2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。  
様式第六十五の二十一の備考中「から4まで」を「2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の二十三の備考中「から4まで」を「2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十五の二十五の備考中「から4まで」を「2、4」に、「4、6」を「1、4、6」に改める。

様式第六十九の備考9中「14まで」を「12まで、14」に改め、「【納付者】」と「の特」、「特許出願人」とあるのは「納付者」とを加え、同備考を同様式の備考8と同じく同様に備考7として次のように加える。

7 第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受

けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに納付するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記載する。

様式第六十九の備考5中「次に「【その他】」」や「次に「【持分の割合】」」は「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように、や「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を / 」とある。「第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1/2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1/2軽減」のように記載する。第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受

けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1/2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記載する。これらの場合において、備考3により名称変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。」と記す。同様式を同様式の備考の1、同様式中備考4を備考5とす。同様式の備考の2、「【納付年分】」の1、2、3（備考6に該当する場合にあつては「【持分の割合】」、備考7に該当する場合にあつては「【特許料等に関する特記事項】」）と記す。同様式を同様式の備考の4とす。同様式中備考2を備考の1とす。同様式は次のとおりとする。

- 2 「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載する。

様式第17の備考の1、「【納付年分】」の1、2、3（備考3に該当する場合にあつては「【持分の割合】」）と記す。その他、特許料等に関する特記事項、記載、記載し、その記載

の次に行を改めて、その理由を具体的に記載」を加え、同様式の備考3中「次に「【その他】」「を「次に「【持分の割合】」「に、「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する（備考2により「【その他】」の欄に特許料及び割増特許料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」「を「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する」に改め、同様式の備考4中「8、10から14まで」を「10から12まで、14」に、「及び3」を「3及び5」に、「備考2中」を「備考3中」に、「備考4中」を「備考5中」に改める。

第二条 実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（実用新案登録請求の範囲の様式）

第四条の二 願書に添付すべき実用新案登録請求の範囲は、様式第三の二により作成しなければならない。

第六条中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲」を加える。

第二十二条中「明細書」の下に「、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲」を加える。

「受取の手続

第二十三条第一項中

と の下に「、第十条中「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六

」

号）第十五条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令（昭和三十五年政令第十七号）第四条第二項」と、「第一条の三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項」と、「この規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四条、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「実用新案法規則第二十一条第三項前段」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令第四条第二項」とを加え、同条第九項を削り、同条中第十項を第九項とし、第十一項を第十項とし、第十二項を第十一項とし、第十三項を第十二項とする。

「【提出物件の目録】		「【提出物件の目録】	
【物件名】	明細書	【物件名】	実用新案登録請求の範囲
【物件名】	図面	【物件名】	明細書
【物件名】	特約書	【物件名】	図面
		【物件名】	特約書

1 「」を削ぐ、同様式の備考3中「36」を「40」に改め、「、各行の間隔は少なくとも4mm以上をと」  
1  
1 「」を削ぐ、「29」を「50」に改め、同様式の備考6中「【代表者】」の「」若しくは「【法人の法的性  
質】」「」を「【電話番号】」「」の「」又は「【フアクシミリ番号】」「」を加え、同様式の備考11中  
「」（【手数料の表示】）の欄を「」（【氏名又は名称】）の欄（「【代表者】」の欄を設けたときは  
その欄）」「」を「その他」を「法人の法的性質」に改め、同様式の備考14中「【営業所】」を「日本に  
おける営業所」に改め、同様式の備考15中「し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものと」を削ぐ  
、同様式中備考37を備考38とし、備考36を備考37とし、備考35中「37」を「38」に改め、同備考を同様式  
の備考36とし、同様式中備考34を備考35とし、備考33を備考34とし、備考32を備考33とし、備考31を備考  
32とし、備考30を備考31とし、同様式の備考29中「28」を「29」に改め、同備考を同様式の備考30とし、  
同様式中備考28を備考29とし、備考27を備考28とし、備考26中「第27条第1項」を「第27条第2項」に、  
「に規定する別段の定」を「の定め」に改め、「（備考11又は備考25若しくはその双方により）【その他  
】」の欄に当該法人の法的性質又は国等以外のすべての者の持分の割合若しくはその双方を記載するとき

は、その記載の次に行を改めて記載する。」と並び、同様並列の構成により、備考25中「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外の者のすべての者の持分の割合 / 」のように記載する。第1条第3項の規定により、産業活力再生特別措置法（平11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等の委託研究の成果に係る実用新案登録出願（平成何年度 省、委託研究、産業再生法第30条適用を受けるもの）」のように記載する（備考11により「【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）と並び、「【納付年分】」（備考25に該当する場合にあっては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載する）と並び、同様並列の構成により、備考25の次に次のように加える。

25 第1条第3項の規定により、産業活力再生特別措置法（平成11年法律第131号。以下「産業再生法」という。）第30条の規定による特定研究成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、

「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて、「平成 年 度 省、 委託研究、産業再生法第30条適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。

「【原出願の表示】

「【原出願の表示】

「【提出物件の目録

【出願番号】

【出願番号】

【物件名】

様式第11号

【出願日又は手続補正書提出日】」を

【出願日】」を

「1」

【物件名】

【物件名】

】 「【提出物件の目録】

明細書

1

【物件名】

実用新案登録請求の範囲

1

図面

1 を

【物件名】

明細書

1

に改め、同様式の備

要約書

1」

【物件名】

図面

1

【物件名】

要約書

1」

第12号「又は手続補正書提出日」を削り、同備考に後段と同じ次のように加える。

また、もとの国際出願についての出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「

【国際出願番号】とし、「PCT / / 」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「特許」又は「実用新案登録」と記載する。

「 【技術分野】

（ 【背景技術】 ）

【考案の開示】

【考案が解決しようとする課題】

「 【実用新案登録請求の範囲】 【課題を解決するための手段】

【請求項 1】 （ 【考案の効果】 ）

様式第三中 【考案の詳細な説明】 せ （ 【考案を実施するための最良の形態】 ） に於て

【図面の簡単な説明】 （ 【実施例】 ）

【図 1】 「 （ 【産業上の利用可能性】 ）

【図面の簡単な説明】

【図 1】

(【符号の説明】)

(【配列表フリーテキスト】)

(【配列表】)

同様式の備考<sup>33</sup>中「36」を「40」と改め、「各行の間隔は少なくとも4mm以上をとじ」を短く、「29」を「50」と改め、同様式の備考<sup>34</sup>中「明細書」のトピ「及び実用新案登録請求の範囲」を短く、同様式の備考<sup>13</sup>を削り、同様式の備考<sup>14</sup>中「【考案の詳細な説明】」の欄に」を「考案の詳細な説明」に」に「第3条の2」を「第3条」と改め、「従い」を「且」、「【考案の名称】」の欄の次に」を短く、同欄のトピ「考案の技術上の意義を理解するために必要な事項として、」を短く、「その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案の属する技術分野】」「【考案が解決しようとする課題】」及び「【課題を解決するための手段】」」を記載し、当該記載事項の前には、「【技術分野】」「【従来技術】」及び「考案が解決しようとする課題の記載の前」を「技術分野の記載の次」に「【従来技術】」を「【背景技術】」に改め、同備考の八、二及びホを次のように改める。

ハ 原則として、その考案が解決しようとする課題及びその課題を考案がどのように解決したかを記載する。また、実用新案登録を受けようとする考案が従来の技術との関連において有利な効果を有するものであるときは、なるべくその効果を記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」及び「【考案の効果】」の見出しを付し、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」の順に、原則として背景技術の記載の次に記載することとし、「【考案が解決しようとする課題】」の見出しの前に「【考案の開示】」の見出しを付す。

ニ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載する。この場合において、各記載事項の前には、「【考案を実施するための最良の形態】」及び「【実施例】」の見出しを付し、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」の順に、原則として考案の効果の記載の次に記載するものとす



載しようとするときは「G-L」表の記載の前に「**要項**」、「日本工業規格X0208号に定められている文字以外の文字を記載しようとするときは「【外1】」、「【外2】」のように」及び「化学式は、横150mm、縦245mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。」**要項**、**回欄**を**回欄**の備考15「**回欄**の次に次のように加える。

16 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、配列表の記載の前に記載するものとし、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。

17 明細書（配列表は除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【」及び「】」を付した4桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。

この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「

【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【考案を実施するための最良の形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【図面の簡単な説明】」、「【符号の説明】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化1】」、「【数1】」、「【表1】」、「【図1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。

様式第三の次に次の一様式を加える。

様式第3の2（第4条の2関係）

【書類名】 実用新案登録請求の範囲

【請求項1】

〔備考〕

- 1 用紙は、日本工業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の左右及び上下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右においては

- 各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。
- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大きさで、タイプライター等により、黒色で、明りようにかつ容易に消すことができないように書き、平仮名（外来語は片仮名）、常用漢字及びアラビア数字を用いる。また、「【」、「】」、「」及び「」は用いてはならない（欄名の前後に「【」及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 実用新案登録請求の範囲が複数枚にわたるときは、各ページの余白部分の右端にページ数を記入する。
- 6 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 7 文章は口語体とし、技術的に正確かつ簡明に実用新案登録を受けようとする考案を特定するために必要と認める事項のすべてを出願当初から記載する。この場合において、他の文献を引用して実用新案登録請求の範囲の記載に代えてはならない。
- 8 技術用語は、学術用語を用いる。

- 9 用語は、その有する普通の意味で使用し、かつ、明細書及び実用新案登録請求の範囲全体を通じて統一して使用する。ただし、特定の意味で使用しようとする場合において、その意味を定義して使用するときは、この限りでない。
- 10 登録商標は、当該登録商標を使用しなければ当該物を表示することができない場合に限り使用し、この場合は、登録商標である旨を記載する。
- 11 微生物、外国名の物質等の日本語ではその用語の有する意味を十分表現することができない技術用語等は、その日本名の次に括弧をしてその原語を記載する。
- 12 化学物質を記載する場合において、物質名だけではその化学構造を直ちに理解することが困難なときは、物質名に加え、化学構造を理解することができるような化学式をなるべく記載する。
- 13 「実用新案登録請求の範囲」は、第4条並びに実用新案法第5条第5項及び第6項に規定するところに従い、次の要領で記載する。
  - イ 「実用新案登録請求の範囲」の記載と「明細書」の記載とは矛盾してはならず、字句は統一して使用しなければならない。

- 請求項の記載の内容を理解するため必要があるときは、当該願書に添付した図面において使用した符号を括弧をして用いる。
- ハ 他の請求項を引用して請求項を記載するときは、その請求項は、原則として引用する請求項に続けて記載する。
- ニ 他の2以上の請求項を引用して請求項を記載するときは、原則としてこれらを択一的に引用し、かつ、これらに同一の技術的限定を付して記載する。
- ホ 請求項に付す番号は、「【請求項1】」、「【請求項2】」のように記載する。ただし、他の請求項を引用して請求項を記載するときは、引用される請求項に付した番号を「請求項1」、「請求項2」のように記載する。
- 14 化学式等を実用新案登録請求の範囲中に記載しようとする場合には、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化1】」、「【化2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数1】」、「【数2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表1】」、「【表2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。化学式等は、横170mm、

縦25.5mmを超えて記載してはならず、1の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。

様式第四の備考2中「150」を「170」に、「245」を「255」に改め、同様式の備考12の中「明細書」の次に「又は実用新案登録請求の範囲」を加える。

様式第五の備考3中「36」を「40」に改め、「各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり」を記す、「29」を「50」に改め、同様式の備考8及び11中「明細書」の「**実用新案登録請求の範囲**」を加え、同様式の備考12中「150」を「170」に、「245」を「255」に改める。

様式第六の備考4中「**手数料の表示**」の欄の次に「**【その他】**」や「**【氏名又は名称】**」の欄（「**【代表者】**」の欄を設けたときはその欄）の次に「**【法人の法的性質】**」に「**回覧中の権利**」や「**【手数料の表示】**」の欄の次に「**【その他】**」の欄を設けて、「**国等以外のすべての者の持分の割合**」のように記載する（備考4により「**【その他】**」の欄に当該法人の法的性質を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）や「**【代理人】**」の欄の次に「**【持分の割合】**」の欄を設けて、「**／**」のように国等以外のすべての者の持分の割合を記載するに改め、**回覧中の**

備考 6 中「 30、 32 から 34 まで、 36 及び 37 」や「 31、 33 から 35 まで、 37 及び 38 」に於ける。

様式第八の備考 6 中「「 営業所 」」や「「 日本における 営業所 」」に於ける。

様式第九の備考 3 中「 30、 32 から 34 まで及び 37 」や「 31、 33 から 35 まで及び 38 」に於て、同備考の後段を削る。

「【提出物件の目録】

様式第十中  
【物件名】 明細書の翻訳文  
【物件名】 ( 図面の翻訳文 )  
【物件名】 ( 図面 )  
【物件名】 要約書の翻訳文

「【提出物件の目録】

【物件名】 請求の範囲の翻  
【物件名】 明細書の翻訳文  
【物件名】 ( 図面の翻訳文 )  
【物件名】 ( 図面 )  
【物件名】 要約書の翻訳文

訳文  
1  
1 ) 改正、同様式の備考 6 中「 26 まで、 30、 32 から 34 までと、 36 及び 37 」や「 27 まで  
1 )  
1 )  
1 )  
1 )

、 31、 33 から 35 まで、 37 及び 38 」に於ける。

様式第十一の備考 6 中「 30、 32 から 34 まで及び 37 」や「 31、 33 から 35 まで及び 38 」に於ける。

様式第十一の備考の申「出願」を「申出」に改め、同様式の備考の申「26、30、32から34まで及び37」を「37」から27まで、31、33から35まで及び38」に「25及び26」を「27」に改め、

様式第十四の備考の申「【氏名又は名称】」は、「を」「【納付者】」の「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。」に改め、同様式の備考の申「【納付年分】」に「その他」を「特許料等に関する特記事項」に該当する場合にあつては「【持分の割合】」に「を」「その他」を「特許料等に関する特記事項」に改め、「記載」を「し、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載」を「記載」に改め、次に「【その他】」を「次に「【持分の割合】」に「国等以外の者の持分の割合」のように記載する（備考5により「【その他】」の欄に登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）」を「 / 」のように国等以外の者の持分の割合を記載する」に改め、同様式の備考の申「30」を「31」に、「33」を「34」に改め、

様式第十五の備考の申「及び31から34まで、様式第6の備考5並びに様式第14の備考1」を「、31及び33から35まで並びに様式第6の備考5」に改め、同備考を同様式の備考の申「同様式中備考5を備考の申」に改め、同様式の備考の申「150」を「170」に、「245」を「255」に改め、同備考を同様式の備考の申

し、同様式の備考3中「第13条の2第3項」を「第13条の2第4項」に改め、同備考を同様式の備考4とし、同様式中備考2を備考3とし、備考1の次に次のように加える。

2 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。

第三条 意匠法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十一条第一項、第二十八条第一項」を「第十九条第一項」に改め、「第七条まで」の下に「又は第八条第一項」を加える。

第十九条第一項中「若しくは第四十七条第一項」との下に「、第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「意匠法第四条第三項」と、「、特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、「、特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料

料令第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」とを加え、同条第二項中「第二十七条の三の三」を「第二十七条の三の三第一項」に改める。

別表第一中「別表第一（第六条関係）」を「別表第一（第七条関係）」に、別表第二中「別表第二（第七条関係）」を「別表第二（第八条関係）」とする。

様式第二の備考18中「し、その次に『【代表者】』の欄を設けるものと」を削り、同様式の備考24中「第27条第1項」を「第27条第2項」に改め、同様式の備考28中「に規定する別段の定」を「の定め」に改め、同様式の備考38中「平成何年度、何々省、何々委託研究」を「平成 年度、 省、 委託研究」に改め、「欄に」のトに「特許法第73条第2項の定め又は」を加える。

様式第十四の備考5の口中「全文」を削り、同備考の二中「全文」又は」を削り、「願書、図面の全文又は」を「図面の」に改める。

様式第十八の備考3中「36」を「40」に改め、「各行の間隔は少なくとも4mm以上をとり」を削り、

「29」や「50」に改め、同様式の備考8中「【氏名又は名称】」は、「〆」自然人にあつては、氏名を記載する。」を加え、同様式の備考6中「【電話番号】」「〆」又は「【フアクシミリ番号】」を加え、同様式の備考14中「【納付年分】」「〆」(備考17に該当する場合にあつては「【持分の割合】」)を加え、同様式の備考12中「次に「【その他】」」や「欄の次に「【持分の割合】」」に「【国等以外のすべての者の持分の割合 / 〆」のように」や「 / 〆」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「【その他】」の欄に名義変更届等を提出する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)」を添ふ。

備考9の備考2中「【納付年分】」「〆」(備考3に該当する場合にあつては「【持分の割合】」)を加え、「その他」や「特許料等に関する特記事項」に改め、「記載」に改め、その記載の次に行を改めて、その理由を具体的に記載」を加え、同様式の備考3中「次に「【その他】」」や「欄の次に「【持分の割合】」」に「【国等以外のすべての者の持分の割合 / 〆」のように」や「 / 〆」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、「【その他】」の欄に登録料及び割増登録料を追納する旨を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)」を添ふ。

同様式の備考4中「第42条第6項」を「第42条第6項ただし書」及び「第44条第3項ただし書」を「第44条第3項」に改める。

第四条 商標法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項中「並びに第二十七條の三の三」を「並びに第二十七條の三の三第一項」に、「又は第二十七條の二第一項」とあるのは、「商標法第七條第三項又は同法施行規則第二十二條第二項」を「特許法第三十條第四項」とあるのは「商標法第七條第三項若しくは第九條第二項」と、「特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項、第六十九條第三項前段」とあるのは「又は商標法施行規則第十八條第三項前段若しくは第二十二條第二項」と、「特許法施行令第十五條第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一條の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四條の三から第七條まで、第八條第一項、第九條第四項、第二十七條第一項、第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第三項前段、第二十七條の二第一項若しくは第二項若しくは第三項若しくは第六十九條第三項前段」である。

のは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」に改め、同条第四項中「明細書」の下に「、特許請求の範囲」を加える。

様式第二の備考21中「し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものと」を削り、同様式の備考30中「第73条第2項に規定する別段の定」を「第73条第2項の定め」と改め、同様式の備考31中「別段」を「特許法第73条第2項」と改め、「（明治29年法律第89号）」を削る。

様式第九の備考2中「提出の手続補正書」を削る。

「【譲渡人】」 「【譲渡人】」

（【識別番号】） （【識別番号】）

様式第十一中 【住所又は居所】 を 【住所又は居所】 に改め、同様式の備考6中「し、

【氏名又は名称】 【氏名又は名称】

（【国籍】） 」

その次に「【代表者】」の欄を設けるものと」を削り、同様式の備考17中「から15」を「、15、17」と

「、様式第4の備考3並びに様式第10の備考2」を「並びに様式第4の備考3」と改め、



準用する意匠法施行規則第20条第1項」や「特例法施行規則第6条第1項」に定める。

様式第十五の二の標記の2中「はるときは」の後に、「左上余白にはるものとし」を加え、同様式の備考4中「備考13」や「備考12」に定める。

様式第十七の標記の2中「様式第1の備考9並びに」や「備考10」や「様式第12の備考10」に定める。「【納付者】」と「の」と、「更新登録申請人」とあるのは「納付者」とや「回標記を回標記の標記に用い」回標記の標記の2次に「【その他】」や「次に「【持分の割合】」に「国等以外のすべての者の持分の割合」のように」や「の」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」に定める（備考6又は7若しくはその双方により）【その他】の欄に名義変更届等を提出した旨又は商標法第68条の2の規定による手続補正書を提出した旨若しくはその双方を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）や「回標記を回標記の標記に用い」回標記の標記の2中「現金により」や「商標法第40条第7項ただし書又は現金手続省令第1条第2項の規定により、現金により」に定める、回標記を回標記の標記の2中「提出するときは」の後に「（【納付の表示】）」（備考10に該当する場合にあつては「【持分の割合】」の欄の次に）や「備考6」や「備考



め、同様式の備考2中「その他」を「持分の割合」に、「同等以外のすべての者の持分の割合」のよ  
うに「」を「」 / 」のように同等以外のすべての者の持分の割合を」に改め、同様式の備考3中「及び  
8」を「、5及び9」に改め、「【納付者】」と「のト」に、「更新登録申請人」とあるのは「納付者  
」と」を加え、「備考4」を「備考5」に改める。

様式第二十の備考1中「商願」に「」のト」に、「国際登録第」  
」又は「」年 月 日に事後指定が記録された国際登録第」を加える。

第五条 工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の  
部を次のように改正する。

第十条第一号中「（商標権の存続期間の更新登録の申請をする者が更新登録の申請と同時に納付するも  
のを除く。）」を削る。

第十九条の二中「昭和五十八年」を「平成九年」に改める。

第四十条第二項中「出願」の下に「をする者が納付すべき登録料」を、「申請をする者が納付すべき登  
録料」の下に「若しくは割増登録料」を、「納付しようとする登録料」の下に「若しくは割増登録料」を

加える。

様式第一の備考10中「「営業所」」を「「日本における営業所」」に改め、同様式の備考11中「し、その次に「代表者」の欄を設けるものと」を訂正<sup>60</sup>。

様式第二の備考3中「「営業所」」を「「日本における営業所」」に改め<sup>61</sup>。

様式第四の備考2中「、10」を訂正<sup>62</sup>、「2及び3」を「1から3まで及び5」に改め<sup>63</sup>。

「2 選任した代理人

識別番号

「選任した代

様式第六中

住所又は居所

を

識別番号

氏名又は名称

⑩ 又は

識別ラベル

住所又は居

」

氏名又は名

理人

に改め、同様式の備考6中「「営業所」」を「「日本における営業所」」に改め、同様式の備考7

所

称」

中「、その次に「代表者」の欄を設けるものとし」を削り、同様だが備考8中「1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求、特許法施行規則第13条の2の規定による情報の提供及び同規則第31条の3の規定による事情説明書の提出」を「1 すべての他人の特許出願についての出願審査の請求」と改める。

様式第7の備考1中「左横書」の「1」は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。ただし、意匠登録出願又は商標登録出願に係る場合は」を加え、同様式の備考3中「記録」を「記載」と改め、同様の備考9中「【営業所】」を「【日本における営業所】」と改め、同様式の備考18中「、14」を削る。様式第八の備考中「、8」を削り、「2及び3」を「1から3まで及び5」と改める。

「【原出願の表示】

「【原出願の表示】

「【提出物件の目録

様式第九中

【出願番号】

を

【出願番号】

に

【物件名】

【出願日又は手続補正書提出日】

【出願日】

【物件名】（

【物件名】

】 「【提出物件の目録】

明細書	1	【物件名】	特許請求の範囲	1
図面	1)	【物件名】	明細書	1
要約書	1	【物件名】	(図面)	1)
		【物件名】	要約書	1

中「36」を「40」に、「29」を「50」に改め、同様式の備考4中「又は手続補正書提出日」を削り、同様の欄を削り、「【代表者】」の欄に「若しくは【法人の法的性質】」を、「【電話番号】」の欄に「【フアクシミリ番号】」を加え、同様の欄を削り、「【手数料の表示】」の欄の次に「【その他】」を、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」に改め、同様の欄を削り、「し、その次に【代表者】」の欄を設けるものとす。削り、同様の欄を削り次に「【その他】」を、「【持分の割合】」に削り、「国等以外のすべて者の持分の割合」のように削り、「/」のように国等以外のすべて者の持分の割合を削り、削り、「（備考9により、【その他】」の欄に当該法人の法的性質を記録したときは、その記録の次に

行を改めて記録する。)」や「同条第27条第1項」や「第27条第2項」及び「第73条第2項に規定する別段の定」や「第73条第2項の定め」及び「(備考9又は備考21若しくはその双方により)【その他】」の欄に当該法人の法的性質又は全体の持分に対する国等以外の者のすべての持分の割合若しくはその双方を記録するときは、その記録の次に行を改めて記録する。)」や「同条第27条第1項第2号」や「【整理番号】」の欄の次に「同条第27条第1項」を設けて、「の「昭和60年改正前特許法第45条第1項の規定による特許出願」の記録の次に行を改めて」及び「同条第27条第1項」を設けて記録する」及び「(備考30において同じ。)」や「同条第10条第2」又は「第10条の2」及び「同規則第10条第1項又は第10条の2第1項」や「同条第1項」及び「同規則第10条第2項又は第10条の2第2項」や「同条第2項」及び「No。」

「【原出願の表示】

「【原出願の表示】

「【提出物件の目録

様式第十号

【出願番号】

や

【出願番号】

及び

【物件名】

【出願日又は手続補正書提出日】

【出願日】

【物件名】

【物件名】

】 【提出物件の目録】

明細書	1	【物件名】	特許請求の範囲	1
(図面	1)	を	【物件名】	明細書
要約書	1	」	【物件名】	(図面
			【物件名】	要約書
				1

1中「又は手続補正書提出日」を削る。

様式第十一の備考12中「し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものと」を削り、同様式の備考21中「に規定する別段の定」を「の定め」に改め、同様式の備考27中「第67条第7項ただし書を」を「第67条第7項ただし書」に改める。

様式第十二の備考10中「~~備考~~1、2、5、6」を「~~備考~~2、5、6、8」に改め、同備考を同様式の備考11とし、同様式中備考9を備考10とし、備考8を備考9とし、備考7を備考8とし、備考6を備考7とし、備考5を備考6とし、備考4を備考5とし、備考3を備考4とし、備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同様式に備考1として次のように加える。

1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、意匠登録出願又は商標登録出願に係る場合は、1行は36字詰めとし、1ページは29行とする。

様式第十三の備考2中「【電話番号】」のトヨ「又は【ファクシミリ番号】」を加え、同様式の備考3のイ中「明細書」のトヨ「、特許請求の範囲」を加え、同様式の備考1、2」を「備考2」に、「備考3」を「備考1及び4」に改める。

様式第十四の備考1に後段として次のように加える。

また、出願国が2国以上あるときは、「【出願国名】」の欄を繰り返し設けて、国名を記録する。

様式第十四の備考3中「備考1、2」を「備考2」に、「備考3」を「備考1及び4」に、「7」を「6」に改める。

様式第十五の備考3中「備考1、2」を「備考2」に、「備考3」を「備考4」に、「及び5から7まで」を「、5及び6」に改め、同備考を同様式の備考4とし、同様式中備考2を備考3とし、備考1を備考2とし、同様式の備考1として次のように加える。

1 1行は40字詰めとし、1ページは50行とする。ただし、国際登録に係る場合は、1行は36字詰めとし

、 1 ページは29行とする。

様式第十六の備考2中「備考1、2」を「備考2」に、「備考3」を「備考1及び4」に、「7」を「6」に改める。

様式第十七の備考2中「様式第9の備考1、2」を「その他は、様式第9の備考2」に、「様式第12の備考2」を「様式第12の備考4」に、「7」を「6」に、「様式第15の備考2」を「様式第15の備考1及び3」に改める。

様式第十八の備考2のロ中「明細書」のトに、「特許請求の範囲」を加え、同様式の備考3中「備考1、2」を「備考2」に、「備考2」を「備考1、3及び4」に、「7」を「6」に改める。

様式第十九の備考2中「【電話番号】」のトに「又は【ファクシミリ番号】」を加え、同様式の備考2中「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「国等以外のすべての者の持分の割合」のように「【納付年分】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「」のように国等以外のすべての者の持分の割合を「」に改め、「特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【特

許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1 / 2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1 / 2軽減」のように記録する。特許法施行規則第69条第5項の規定により産業技術力強化法第17条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【特許料の表示】」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料の1 / 2軽減。確認書の番号 第 号」のように記載し、確認書が交付されていないときに請求するときは、「産業技術力強化法第17条第1項の規定による特許料軽減申請中」のように記録する。これらの場合において、備考4により名称変更届等を提出した旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。」や「備考3」や「備考4」以外の「備考」は「備考」以外の「備考」に記録する。

- 7 特許法施行規則第69条第4項の規定により産業再生法第32条又は産業技術力強化法第16条第1項の規定の適用を受けようとするときは、「【納付年分】」の欄の次に「【特許料等に関する特記事項】」の欄を設けて、「産業再生法第32条の規定による特許料の1 / 2軽減」又は「産業技術力強化法第16条第1項の規定による特許料の1 / 2軽減」のように記録する。特許法施行規則第69条第5項の規定により



録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録」を記入、回覧中の様式第2中「その他」や「持分の割合」  
 12' 「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように、や「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を、12の備考1により登録料及び割増登録料を追納する旨を記録したときは、その記録の次に行を改めて記録する。）を記入、回覧中の様式第3中「様式第12の備考3」や「様式第12の備考4」12の備考4°。  
 様式第11中の様式2中「その他」や「持分の割合」12' 「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように、や「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を、12の備考3、12の備考4、12の備考4°。  
 様式第11中の様式2中「【納付年分】」の「G」(備考2に該当する場合にあっては「【持分の割合】」)を記入、その他、や「特許料等に関する特記事項」12の備考1「記録」G、その記録の次に行を改めて、その理由を具体的に記録」を記入、回覧中の様式2中「その他」や「持分の割合」12' 「国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように、や「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を、12の備考1により登録料及び割増登録料を追納する旨を記録したときは

、その記録の次に行を改めて記録する。)」「を記す」 同様第12の備考3」 又「 様式第12の備考4」 且「 から5」 又「 から4」 且を記す。

様式第二十四の備考3中「その他」 又「持分の割合」 且「 「 国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように」 又「 「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」 且を記す」 同様第12の備考4

中「第68条の2」 又「第68条の40第2項」 且を記す「 するときは」 且を記す「 【登録料の表示】」 の次に「 又を記す」 (備考3により国等以外の者の持分の割合を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。)」 又を記す」 同様第12の備考3」 又「 様式第12の備考4」 且を記す。

様式第二十五の備考1中「その他」 又「持分の割合」 且「 「 国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように」 又「 「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」 且を記す」 同様第12の備考2

中「 様式第12の備考3、様式第13の備考2」 又「 様式第12の備考4」 且を記す。

様式第二十六の備考1中「その他」 又「持分の割合」 且「 「 国等以外のすべての者の持分の割合 / 」のように」 又「 「 / 」のように国等以外のすべての者の持分の割合を」 且を記す」 同様第12の備考2

中「 様式第12の備考3」 又「 様式第12の備考4」 且を記す。

様式第二十七の備考1の八の次に次のように加える。

二 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし

「商標登録第 号」のように登録の番号を記録する。

様式第二十七の備考4中「備考1、2」を「備考2」に、「備考3」を「備考1及び4」に改める。

様式第二十八の備考5中「備考1、2」を「備考2」に、「備考3」を「備考1及び4」に改め、「3及び4」を削る。

様式第二十一の備考2の八の次に次のように加える。

二 商標権存続期間更新登録の申請のものについては、「【出願番号】」を「【商標登録番号】」とし

「商標登録第 号」のように登録の番号を記載する。

様式第二十一の備考9中「(第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。)

」を削り、同様式の備考9及び備考10を削り、同様式の備考11中「14、16から18まで」を「17及び18」に

、「1から」を「1、2、4から」に改め、同備考を同様式の備考の1に改める。

様式第二十三の備考3中「若しくは第44条第3項ただし書」を「、第44条第3項ただし書若しくは第67

条第7項ただし書」に「（第41条の2第5項及び第65条の7第3項において準用する場合を含む。）」  
を、「第43条第4項ただし書若しくは第76条第7項ただし書」に「又は実用新案登録出願」を、「実用  
新案登録出願、意匠登録出願、商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録に基づく権利の存続期間  
の更新登録の出願又は書換登録の申請」に代り、「願書」のところに「又は申請書」を加え、同様式の備考5  
中「5まで、10」を「3まで、5」に代り、「備考1と」を「備考1から3まで及び5」に代り、  
様式第三十四の備考2中「から9まで」を、「6、8、9」に代り、同備考に後段として次のように加  
える。

この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「届出者」と読み替えるものとする。  
様式第三十六の備考2に後段として次のように加える。

この場合において、様式第1の備考6中「請求人」とあるのは「承継人」と読み替えるものとする。

第六条 特許登録令施行規則（昭和三十五年通商産業省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項中「第二十七条第一項」のところに「又は第二項」を加える。

第三十一条の見出し及び第一項中「明細書」のところに「特許請求の範囲」を加える。

様式第十七の備考<sup>19</sup>中「当該届出が特許出願（特許法第184条の3第2項の国際特許出願、同法第184条の20第4項の規定により特許出願とみなされる国際出願及び防衛目的のためにする特許権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第3項の規定の適用を受ける特許出願（以下この備考において「国際特許出願等」という。）を除く。）についての場合にあっては」及び「、国際特許出願等についての場合にあっては特許法施行規則様式第19により」を~~削除~~。

様式第九の備考<sup>7</sup>中「様式第18」とあるのは「様式第13」と、「様式第19」とあるのは「様式第14」及び「特許法施行規則様式第18により」とあるのは「当該補正が特許出願人についての場合にあっては特許法施行規則様式第13より、特許権の存続期間の延長登録の出願人についての場合にあっては特許法施行規則様式第14により」に~~改め~~。

第七条 工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成八年通商産業省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「意匠登録出願の提出により同時に行う場合」を「意匠登録願の提出により同時に行う場合、手数料の補正及び商標登録出願に係る商品及び役務の区分の数を増加する補正を手続補正書の提出

により同時に行う場合」に改める。

様式第一の備考10中「「職業所」を「日本における職業所」に改め、同様式の備考11中「し、その次に「代表者」の欄を設けるものと」を削る。

様式第二の備考2中「「職業所」を「日本における職業所」に改め、同様式の備考3中「し、その次に「代表者」の欄を設けるものと」を削る。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

第一条 この省令は、平成十五年七月一日から施行する。

##### ( 特許法施行規則の改正に伴う経過措置 )

第二条 この省令の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした特許出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に特許法第八十四条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正

及びこの省令の施行前に特許法第八十四条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第百八十四条の三第一項の規定により特許出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。

( 実用新案施行規則の改正に伴う経過措置 )

第三条 この省令の施行前にした実用新案登録出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前にした実用新案登録出願に係る特許の願書に添付した明細書についての訂正については、なお従前の例による。

2 この省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願の願書に添付した明細書についての補正及びこの省令の施行前に実用新案法第四十八条の四第一項及び第二項の規定による翻訳文を提出した同法第四十八条の三第一項の規定により実用新案登録出願とみなされる国際出願に係る特許の願書に添付した明細書の訂正については、なお従前の例による。